

入札時の封筒に関する変更事項

変更点：入札書及び工事費内訳書について、ひとつの封筒での入札が可能となりました。

(※注意：ひとつの封筒で入札する場合は、必ず入札書と工事費内訳書が封入されているか確認をお願いします。片方のみだと失格となりますので注意してください。どうしても心配だという方は、今までどおり別々の封筒での入札でも構いません。)

封筒の例

※ 入札書は案件ごとに封筒に入れ封印してください。

(表)

三股町長 宛	
入札書・工事費内訳書	
入札件名	: ○○○○○○
入札日	: ○年○月○日
商号又は名称	: ○○○○○○
(代理人	: ○○○○○○)

★ ひとつの封筒で入札する場合
入札書・工事費内訳書 と記載してください。

★ 代理人を立てる場合
①会社の住所、②会社名、③代表者名を記載し、その下に代理人欄を追加してください。
印鑑は、代理人の印鑑のみで構いません。

(裏)

入札書に押印した印鑑にて、封筒の貼り合わせ左記3カ所に封印してください。代理人の場合は代理人の印鑑となります。

※ 工事費内訳書：原則、130万円以上の工事の場合のみ必要。委託業務、物品購入の場合は不要です。

※ 委任状がある場合（代理人を立てるとき）は、その委任状については封筒に入れなくて結構です。